平成２６年（フ）第１８６１号
札幌市豊平区美園10条４丁目３番23―101号
破産者　中野　康夫
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８９９号
札幌市手稲区富丘２条４丁目12番21号
破産者　宮永　　尚
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１号
山形県西置賜郡小国町大字五味沢38番地１
破産者　齋藤　秀男
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１０５６号
さいたま市桜区大字下大久保10番地２　コンフォータブルプラス下大久保105
破産者　落合　幹夫
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３８号
さいたま市大宮区上小町560番地
破産者　石渕　佳伸
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４２号
神奈川県三浦市初声町和田3019番地
破産者　福井　　誠
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第５９５号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目１番地１　押草団地102棟302号
破産者　川衛　俊彦
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１４４号
名古屋市西区中小田井２丁目195番地　フローラタウン301号、従前の住所愛知県春日井市中新町２丁目６番地19
破産者　戸田　勝儀
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１４５号
名古屋市西区中小田井２丁目195番地　フローラタウン301号、従前の住所愛知県春日井市中新町２丁目６番地19
破産者　戸田小夜子
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６２７号
愛知県海部郡蟹江町学戸５丁目24番地　フォーブル学戸101号、従前の住所愛知県海部郡蟹江町学戸１丁目144番地
破産者　今津美佐子
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６７１号
愛知県あま市二ツ寺東ノ口25番地６
破産者　坂田　正美
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６号
京都市中京区西ノ京大炊御門町６番地12
破産者　池田　　茂
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第７４号
北海道帯広市清流西４丁目３番地５アルムレジェンドＸ101号室、開始決定時の住所北海道帯広市清流東３丁目５番地６
破産者　川浦　祐子
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
青森市青柳２丁目12番３号
破産者　北都シューズことバジルこと　保木義博
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８号
福島市旭町９番７号　サンライズパンション２Ｊ号室
破産者　泉　　眞人
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第２９６号
埼玉県所沢市西狭山ケ丘２丁目2119番地の22
破産者　太田　智美
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１３１３号
横浜市鶴見区上末吉４丁目８番８号　グリーンハイツ302
破産者　川満　正晃
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８１５号
神奈川県大和市下鶴間2934番地　フラッツグリーンヒルＡ101
破産者　卜部　賢治
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８１６号
神奈川県大和市下鶴間2934番地　フラッツグリーンヒルＡ101
破産者　卜部　　楊
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部